

I 栃木県内第 1 号公益財団法人認定

- 1 設立許可 平成 7 年 12 月 1 日栃木県教育委員会許可
公益財団法人認定 平成 21 年 6 月 26 日栃木県知事認定
- 2 目 的
学業が優れ、かつ、健全な心身を持ちながらも、経済的理由により修学困難な、栃木県出身の大学生及び栃木県内の大学に学ぶ外国人留学生に対する資金援助を行い、もって将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的としています。
- 3 事 業
 - (1) 奨学金の給付
 - (2) 奨学金の給付を受ける学生の補導
 - (3) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 4 運用財産
基本財産として保有する株式会社 TKC の株式 3,753,000 株及び株式会社 TLP の株式 26,000 株の配当金及び定期預金 10 億円の利息を運用しています。

II 学生支援奨学育英事業

- 1 奨学金の給付 返済不要、卒業後の条件はありません。
 - (1) 大学奨学金
対 象：栃木県内の高等学校または特別支援学校高等部を来春卒業見込みの者
栃木県内の大学・大学院に在籍する外国人留学生
給付期間：最長で 4 年間
給付額：月額 50,000 円 4 年間で 2,400,000 円
 - (2) 海外留学支援奨学金
対 象：栃木県内の高等学校または特別支援学校高等部の卒業生で、大学 3 年次以降または大学院に在籍し、9 か月以上研究を主たる目的で留学する者
給付期間：1 年(2 年まで可)
給付額：大学学部生 年額 600,000 円
大学院修士課程又は博士課程 1 ～ 2 年次の在籍者 年額 800,000 円
大学院博士課程 3 年次以上の在籍者 年額 1,000,000 円

(3) 東日本大震災被害者支援奨学金

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により避難生活を余儀なくされ、栃木県内の高等学校又は特別支援学校高等部に入学し、令和 2 年 3 月に同校を卒業見込みの者

2 義務等

- (1) 大学奨学生は、4 月中に前年度の 3 月末報告書及び成績証明書等を提出する。
- (2) 海外留学支援奨学生は、帰国後 2 か月以内に本会事務局に帰国報告のために来会し、研究報告書・留学体験記等を提出する。

Ⅲ 大学奨学生出願書類

- 1 県内の高等学校又は特別支援学校高等部卒業見込者
各学校 10 名まで応募が可能です。

出願書類

- ① 願書(電子申請)
- ② 学校長の発行する推薦書(電子申請)
- ③ 学校長の発行する調査書
- ④ 同一世帯内全員分の記載がある住民票
- ⑤ 市町村長発行の所得証明書(下記留意事項参照)
- ⑥ 課題小論文(電子申請)
- ⑦ 付表 1：願書へ転記する金額集計表(指定用紙、下記留意事項参照)

- 2 東日本大震災被害者支援奨学生に応募する場合

出願書類は、上記 1 の出願書類の他に「罹災証明書」が必要です。

各学校からの応募は、上記 1 の枠外となります。

※ 外国人留学生については、HP をご覧ください。

Ⅳ 留意事項

- 1 上記①、②及び⑥の電子申請は、様式を本会ホームページからダウンロードして入力して下さい。

申請は、在籍高等学校・特別支援学校が一括して本会に送信して下さい。

- 2 上記⑤の所得証明書の提出者の範囲は、次の通りです。

ア 両親がいる世帯の場合⇒父と母 2 人の所得

イ 父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合⇒その人の所得

ウ 母子又は父子世帯の場合⇒母又は父の所得

- 3 上記⑦の「願書へ転記する金額集計表」は、養老年金、障害・遺族年金、児童手当等を受けている方のみ提出してください。

年金等は、平成 30 年 1 月から平成 30 年 12 月までに給付された全額です。

年金通知書等証明できる書類を集計表に記入し、提出してください。